

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和2年10月29日

和歌山県知事殿



提出者 株式会社 明生工業
住所 和歌山県御坊市湯川町小松原650番地の10
氏名 代表取締役 森鎌保
電話番号 0738-23-4500

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 明生工業
事業場の所在地	和歌山県御坊市湯川町小松原650番地の10
計画期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	6 総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 令和1年度 197,200万円
③従業員数	18人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	建設工事 → 分別 → がれき類 → 再生処理 → 廃プラ → 再生処理 → 木くず → 再生処理 → 混合廃棄物 → 再生処理

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和元年度）実績】

産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
排 出 量	1,745 t	t

(これまでに実施した取組)

受注により大きく左右されるため、前年度の受注をもとに産業廃棄物の排出量を予測する。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
排 出 量	800 t	t

(今後実施する予定の取組)

これまでに実施した取組を継続する。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

がれき類、木くず、廃プラスチック類、建設混合廃棄物の別に分別する。

建設混合廃棄物の発生は分別解体等により抑制するとともに、混合状態で排出されるものについては、展開場において適正に分別することにより、可能な限り削減する。

②計画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

これまでに実施した取組を継続し、具体的な作業手順を定め、教育、啓発等により従業員及び関連会社に周知徹底することにより、すべての者が適正に廃棄物を取り扱い出来る仕組みを設ける。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和元年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量		t	t
	(これまでに実施した取組)	 自ら再生利用は行わない。		
		【目標】		
②計画	産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量		t	t
	(今後実施する予定の取組)	 自ら再生利用は行わない。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和元年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類			
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量		t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量		t	t
		(これまでに実施した取組)		
		 自ら中間処理は行わない。		
		【目標】		
②計画	産業廃棄物の種類			
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量		t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量		t	t
		(今後実施する予定の取組)		
		 自ら中間処理は行わない。		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（令和元年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら埋立処分または海洋投入処分は行わない。		
		【目標】	
②計画	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 自ら埋立処分または海洋投入処分は行わない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和元年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	1,745 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	1,745 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
		(これまでに実施した取組) 処理業者と委託契約を締結するにあたっては、事前に現地確認を行う。 再生利用が可能な廃棄物については、積極的に再生利用を推進するため、委託先についての情報収集を行う。	

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	800 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組) これまで実施した取り組みを継続する。			
※事務処理欄			

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(0) 責任者及び管理組織図

統括責任者	工事部	取締役工事部長
現場責任者	現場作業所	所長
現場担当者	現場作業所	作業長
産業廃棄物 処理責任者		
廃棄物処理施設 技術管理者		
割	統括責任者	①委託契約の締結 ②処理業者の現地確認 ③再生利用の推進のため委託先の情報収集
	現場責任者	①産業廃棄物の取扱手順の周知 ②従業員及び下請業者等への教育、啓発等 ③廃棄物処理法及び関係法令を遵守した作業の推進
	現場担当者	①マニフェストの交付 ②処分状況の確認

組織圖



